

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成30年7月25日（水）16:47～17:07
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

<提案者>

岡 亮宏 京都市総合企画局市長公室担当部長（特区活用推進）
西村 顕 京都市総合企画局市長公室政策企画調整第四課長
延原 和雄 京都市総合企画局市長公室課長補佐
堀 大輔 京都市文化市民局文化芸術都市推進室
文化財保護課記念物係長

<事務局>

岡本 直之 内閣府地方創生推進事務局次長
村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官
小谷 敦 内閣府地方創生推進事務局参事官
蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 史跡名勝天然記念物における現状変更許可申請の手続き緩和について
- 3 閉会

○小谷参事官 それでは、3コマ目です。「史跡名勝天然記念物における現状変更許可申請の手続き緩和」について、京都市からのヒアリングということになります。

八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところをありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたします。

○岡部長 それでは、引き続きまして、史跡名勝天然記念物の手続緩和に関する提案について御説明をさせていただきます。

資料の1ページ目を御覧ください。ここでは、史跡名勝天然記念物に関わる制度及び現状と課題を御説明いたします。

まず、制度及び現状についてでございます。史跡名勝天然記念物とは、史跡、名勝、天然記念物の三つの総称でございます。具体的には、史跡は貝塚や古墳などの遺跡、名勝は庭園や橋梁などの名勝地を、天然記念物は動物や植物を文化財保護法に基づき国が指定をしたものでございます。国から指定をされた場合には、所有者や地方公共団体等の管理団体に管理の義務が課せられ、記念物の現状変更には、原則、国、文化庁長官の許可が必要になります。

京都市内における記念物は、平成30年7月1日時点において、全国の史跡名勝天然記念物3,242件のうち、市内に2.9%となる95件が集積している状況でございます。近年は文化財の活用に関する意識の高まりなどもございまして、京都市における現状変更の申請件数は、年々増加傾向にございます。具体的な申請件数の推移については、資料に箱書きで記載をさせていただいたとおりでございます。

次に、課題でございます。現在、国許可の対象となる記念物の現状変更申請は、基本的に文化庁との事前協議を経て進達し、文化庁から文化審議会に諮られた上で許可がなされるため、申請から許可までにおおよそ2カ月を要するのが実態でございます。この国の許可の対象となる現状変更申請には、例えば、史跡に外国語表記の看板を追加で設置する、そういった比較的軽微と思われる現状変更であっても適用される状況にございます。

また、記念物に与える影響が軽微な現状変更につきましては、現在も都道府県や政令市による許可とされていますけれども、例年繰り返される催事や軽微なものであっても、その都度、所有者からの許可申請が必要な状況でございます。

京都市におきまして、今後文化財の活用というものをさらに促進していくために、規制の特例による手続の簡素化も必要となると考えております。そこで、今回は比較的軽微と思われる現状変更手続の緩和に関する三つの御提案をさせていただきたいと思っております。

1枚おめくりください。一つ目の提案でございます。保存活用計画を策定済みの記念物において、国の許可が必要となる現状変更のうち、先ほども申しあげました説明看板の充実や駐車場の整備など、比較的軽微と考えられる内容について、京都市においてその許可を処理するといった特例でございます。これによりまして、必要な期間の事例とありますけれども、約2カ月必要となる手続の期間が、約3週間と大幅な短縮が見込まれることとなります。

また、下段に史跡の二条城の看板設置の事例と、史跡名勝嵐山における事例を記載しておりますけれども、先ほど件数で申しあげましたが、実は一件一件と言っても、エリア的な概念もありますので、嵐山に関しては1件で585万4,075㎡の区域が指定をされておりまして、ここには市街地化された住宅地も含まれているといった状況でございます。

駐車場の整備の事例で申しあげますと、掘削を伴わないような道路の舗装とかそういったものは、都道府県、政令市の許可にされているのですけれども、そうではなく、小規模

な駐車場整備といったあまり史跡にとっては影響がないようなものについては、国の許可にあるといった状況がございます。

○八田座長 今のちょっとよく分からなかったのですけれども、文化財に影響がないようなものは国の許可。

○岡部長 現状変更の中で、基本的には国の許可が法律の原則なのですけれども、その中でも軽微なものについては、既に何度かの権限移譲で、都道府県とか政令市に処理をするように移譲がされています。ちょっと細かいのですけれども、4ページに関連条文があるのですが、ここに書いてあるような小規模な建築物であるとか、先ほど申し上げました道路のようなものであるとか、電柱とか、電線とか、ガス管とかそういったものについては、都道府県、政令市といったところで許可ができるようになっております。

○八田座長 政令市で許可ができると。分かりました。この駐車場もそうだと。

○岡部長 駐車場は、現状は国の許可になっているということです。

○八田座長 これは軽微ではないのですか。

○堀係長 既に道路になっているものをまた舗装するのは軽微だとみなされるのですけれども、例えば、田んぼだったところを駐車場にする、住宅だったところをこういう簡易な駐車場にするということは、今のところ比較的軽微とみなされていない、国許可になっているところでは。

○八田座長 分かりました。

○岡部長 次に3ページ目、二つ目の提案でございます。こちらは毎年恒例となっているイベント等に伴う掘削を伴わない短期間の工作物の設置や、公的なガス管の敷設や電柱の改修など、軽微なインフラ施設の更新など、既に京都市に許可権限があるものの現状変更の手續について、京都市の許可制から届出制に取扱いを簡素化する、そういった特例を求めます。

三つ目の御提案ですけれども、所有者が自力で復旧できるような軽微な毀損につきましては、現状はその毀損を発見した都度、国のほうに10日以内に届けられないといけないという届出制ということになっているのですけれども、それを定期的な報告制に取扱いを簡素化していただきたい、そういった内容でございます。

これらの提案の実現によりまして、文化財の保存というのは当然大前提といたしまして、それについての活用に係る手續というものが円滑化、迅速化すれば、国のほうでも、今、文化財のさらなる活用ということも進められておりますので、地域振興、観光振興による新たな経済価値の創出であるとか、国際競争力の強化に寄与するものと考えております。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、阿曾沼先生、何か御質問はありますか。

○阿曾沼委員 特にございません。

○八田座長 では、私のほうから伺いたいのは、まず、この提案②の毎年実施される現状

変更の届出への変更、これについては、規制当局が反論しそうな理由は何かあるのですか。これはごく自然のような気がするけれども。

○堀係長 毎年同じようなことをするという点については、それほど強い反論は出ないのではないかと思いますけれども、毎年全く同じというわけでもございませんので、今のところは許可制になっているということだとは思いますが。そういうところを気にして。

○岡部長 毎年同じかどうかを確認するという点で、今は気にするという点だと思えます。

○八田座長 毎年同じであれば届出でいいけれども、違っていれば許可にしろと。そういう提案でしょう。

○堀係長 そうですね。

○八田座長 では、それでいいではないの。そうすると、事後的に毎年と違うかどうかをチェックするメカニズムを置いておく必要があるということですね。それで安心してもらうということですね。

○堀係長 その辺は、あるとき随分大きく変わるようであっても、この程度の現状変更でしたら、変わったことで文化財を傷めるというほどでは通常ありませんので、我々としては届出制であっても、文化財保護上の問題はほとんどないと思います。ただ、あまりに今までと違うという届出が出てきた場合は、それはまたチェックを働かせていって、是正が必要であれば是正をすることは可能だと思います。

○八田座長 最初に許可を与えるときに、届出の前のかの最初に許可が要るのでしょうかけれども、そのときにより幅広に許可を与えておけばいいという面もあるかもしれません。

それから、この③の毀損の届出を報告にするというのは、届出と報告で随分手間が違うのですか。

○堀係長 そうですね。毀損の場合、とりあえずすぐその対応をしなければならないという中で、今のところ10日以内に出さなければいけない。それは一つには、それが国から補助金をいただいて修理をしなければならない場合には、きちんと迅速に届出をして、復旧のための補助金をいただくと。そのために届出制になっているところがございます。ここで申し上げているのは、所有者、京都ですと社寺が多いですけども、自力で簡単に直してしまえる、その程度のこと、所有者の負担ということからいっても、ある程度まとめて定期的な報告で十分ではないかと思えます。

○八田座長 なるほど。そうすると、ここの説明にそのことが書いてあるといいですね。補助金は不要とし、当事者が負担するようなものについては、ですね。

阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員 すみません、質問です。短期的な工作物の形状が大幅に変わるのか、また軽微な変化が有る場合など、当然許可が必要になるわけですね。

○堀係長 この②のイベントなどのことですね。

○阿曾沼委員 はい。

○堀係長 これがもう寸分たりとも変わらないということは当然ないわけですが、がらっと変えてしまうということでは、許可の取り直しといいますか、相談の仕直しということは当然必要かと思えます。

○八田座長 幅広にオーケーするときの範囲の設定の仕方は微妙な感じがしますね。そこは何か具体的な提案があるといいですね。

○阿曾沼委員 安全管理上だとか、来場者への配慮とかの問題でチェックが厳しくなるということですね。

○堀係長 そうですね。それと、最近のユニークベニューなどの話ですと、どうしても主要な、例えば、重要文化財の建物のすぐ前にステージを作って、それが風で倒れたらどうなるのだとか、そういったことを通常チェックしております。

○八田座長 どれだけ以上離れているとか、そういう危険性が一切ないことというのが最初の条件で、それならば届出でもいいということですね。

○堀係長 はい。

○八田座長 あと、最初の現状変更に対して、国がやるのではなくて、京都市が許可をしたいと。そうすると、手間が省けて時間が短くなる。これに対して、国側が困る理由は何かあるのですか。要するに、何かの形で全国统一でなければいけないという理由があるのかどうかですね。

○堀係長 一つには、今のところ工作物も国の許可が必要なこういう看板というのは、詳しく言うと、掘削が必要なものなのです。ここに写真を載せていますのは、穴を掘って柱を埋めています。史跡というのは遺跡でございますので、掘れば遺跡が壊れる、文化財に傷が付くという意味で許可制になっておりますけれども、至って軽微、掘削は小さいものですので、その辺については、これからどんどん観光客も増えていく中で、必要なサインなどはスピーディーに設置ができるといったことは、ホスピタリティーの向上ということでやらせていただきたい。

また、もっと時代が昔でしたら、派手なものを、場所にそぐわないようなものを作る、人の目を引くためにそういったものを設置するというのも心配されたのかもしれませんが、全国的にはその辺はましになっていると思えますし、京都市の場合は少なくとも広告物、こういうサインの規制は全国でも指折りの厳しい規制もかけておりますから、その辺のレベルというのは、僭越ながらそれなりのものを持っていると思えますので、出来るのではないかと考えております。

○八田座長 国がこれだけの期間をかけてやるときには、実際にここに来て、そして、この掘削の状況が文化財に影響を与えていないことをチェックするという手続を踏んでいるのですか。

○堀係長 この程度のことでしたら、通常は一つ一つ現場へ見に来るということはありません。

○八田座長 では、どこかで国は現場を見に来るか、行かないかという判断をしているわけですね。その基準が何かということですが、その範囲内ならば、軽微とみなして市がやってもいいということにしてくれないかということではないですか。実際にチェックしていないのならば、こちらのほうがちゃんとチェックできるのだからいいではないかということですね。だから、今比較的軽微というときに基準がはっきりしていないのではないかと思うので、国が実際に見に来ないようなものというようなことでやれば、少しは具体的になるのではないのでしょうか。他にもあるかもしれませんがね。

どうぞ。

○村上審議官 今後事務局を通じて規制省庁とやる時のヒントということなのですが、たまたま別のコマで似たような議論をしていたので、例えば、包括届出とか包括許可などですね。どうせもう京都市がやるのだったら、その程度の話であればということがざっくりと分かっていたら、年度頭に包括で許可を取りに来てくれたら、さらっと文化審を通したことにしても全部いいことにしますよとか、それぐらいだったら実務的にもありそうな気がする話なので、今の先生がおっしゃった軽微の基準という話と含めて、色々な出し方を工夫していただけると。オプションをいただければ、どれが一番飲み込みやすいか、ただ、市がお困りになるようなオプションで戦うつもりはないので、その辺は教えていただけると。

あと、せっかくですから、これは理屈付けの一環ですが、せっかく文化庁が移転するのだったら、お膝元に行くのだから、これくらいのことは京都市でやるよみたいな、そういう説明も実験的にどこかにあってもいいのかなと、これは感想めいたことですが、思いました。

○八田座長 ありがとうございます。

そうすると、まとめると、三つの提案があるうち、最初の①については、比較的軽微なものについてということに、具体的な中身が入ると話がスムーズに行くのではないですか。

②の毎年実施される現状変更等についてというのも、これも全く一緒に毎年なるわけではないのだから、届出でオーケー、あるいは許可を取り直さなければいけない、その条件ですね。先ほどおっしゃったように、まかり間違うと歴史的なものにダメージを与えるかもしれないような距離に何かをやることはない。そういう範囲で許可を与えることはないということなのでしょうが、実際に国がそこを毎年チェックしているのかどうかも見る必要がありますね。国がわざわざそれを許可して、実質的なチェックを何もしていないではないかというのならば、むしろ省いてもいいではないかと。京都市のほうが実質的にチェックできるよと言えるかもしれない。

③の毀損のところは、少なくとも一つの案としては、国の補助を得ずに当事者が勝手にきちんと直せるというものならば、それは報告でもいいのではないかということですね。でも、直すよと言って直さなかったらどうするかとか、そういうことに対する何らかの手はずは、いざとなったら京都市がやるよと。そういうことがないと、当局としては安心で

きないなど。さっさと自分でやってしまったならばいいけれども、そうでないならば、やはりうちが補助金を出して直してあげようと思えるかもしれないですからね。そこら辺を考える必要があるかもしれないです。

あとは、先ほど村上さんが言われたように、実際の包括的な提案というあり方は、色々なタイプがあり得るだろうから、京都市にとっても都合のいいようなアイデアがあれば、それを出してもらいたいというようなことでしょうかね。

それでは、どうもお忙しいところをありがとうございました。